

う ~ 0 3 7
令和3年8月25日

西脇市人権施策推進審議会会長 様

西脇市長 片 山 象



西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針の改定について（諮問）

本市では、性別、年齢、国籍、民族、思想信条等にかかわらず、一人ひとりの人権が尊重され、その個性及び能力が十分発揮される地域社会を形成することを基本理念として、人権課題の解決に向けた取組を推進しております。

令和元年度には、今後の人権施策を進めるための基礎資料とすることを目的に、「人権についての市民意識調査」を実施し、市民の人権に対する意識の現状について調査を行ったところです。

このたび、社会情勢の変化に伴い生じている新たな人権課題に対応するため、市民意識調査の結果も踏まえつつ、西脇市人権教育及び啓発に関する総合推進指針の改定を行うこととしましたので、西脇市人権施策推進審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。